

いばベジスタイル指定店指定要領

第1 目的

この要領は、県民の高血圧対策のため、体内の塩分排出効果のあるカリウムを多く含む野菜を摂取しやすい食環境整備を推進するために、野菜たっぷりのメニューを提供する県内の飲食店、弁当店、宅配店がいばベジスタイル指定店として指定を受けるために必要な事項を定める。

第2 定義

いばベジスタイル指定店とは、野菜たっぷりのメニュー提供に取り組んでいる店舗であって、県が指定するものをいう。

第3 対象店舗

県内に所在する飲食店・弁当店・宅配店を対象店舗とする。

なお、複数の店舗を有する場合は、各店舗を対象とする。

第4 要件

本制度の趣旨に賛同する、公序良俗に反しない店舗であって、以下の要件を満たす店舗とする。

- ・ 1食当たりの野菜量 120g 以上の献立（野菜たっぷりメニュー）が 1 献立以上あること。
- ・ 1 人前の食事として利用者に提供できる料理であり、原則として、1 食に以下の品がそろい、かつ、全体で野菜量 120 g 以上となるものであること。ただし、井やカレーライス等、料理の特性として 1 つの品で主食・主菜・副菜の 2 つ又は 3 つの区分に該当するようなメニューの指定を妨げるものではないこと。

主食（ごはん、パン、麺等）

主菜（食事のメインとして供されるもの）

副菜（主食及び主菜以外に供される小鉢、汁物、付け合わせなど）

- ・ 日替わりのメニューを提供する店舗については、利用者に対し常時野菜量 120 g 以上の献立の提供が可能であること。ただし、提供予定のメニュー名及び数又は代表的な献立 5 日間分以上の審査書類を提出すること。
- ・ 単品のメニューを複数組み合わせることにより、要件を満たす店舗については、組み合わせの方法及び全体の野菜量について利用者が分かる表示等がされていること。

第5 申請

いばベジスタイル指定店の指定を受けようとする店舗は、いばベジスタイル指定店指定申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を作成の上、いばベジ事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。ただし、すでにいばベジスタイル指定店を運営する団体が新規店舗を開店する場合においては、すでに指定されているメニュー内容（名称・品数・野菜量）に変更がない限り、メール、FAX、口頭（電話）等により、新規開店する店舗の情報（店舗名、住所）を事務局に報告することをもって、当該提出に代えることができるものとする。

第6 審査

事務局は、申請書の提出があった場合は、その内容について審査を行い、不備又は疑義があった場合は、申請者に修正又は確認を依頼するものとする。

第7 指定証の交付

第6の審査の結果、指定が相当と認められたときは、県は、申請のあった店舗をいばベジスタイル指定店として指定し、当該店舗に対し指定証及びシンボルマークのデータ等を交付するものとする。

いばベジスタイル指定店は、指定証データを保管又は掲示し、シンボルマーク等を有効活用するものとする。また、いばベジスタイル指定店が希望する場合は、のぼり旗を交付する。

第8 変更申請

いばベジスタイル指定店は、次の各号に変更があったときは、速やかにいばベジスタイル指定店内容変更申請書（様式2）を事務局に提出するものとする。

- （1）店舗の名称・代表者名・所在地・連絡先等
- （2）担当者の氏名・連絡先等
- （3）該当する指定メニューの品数又は登録内容の変更

第9 辞退届

いばベジスタイル指定店は、営業を廃止したとき又は指定の継続を希望しないときは、速やかにいばベジスタイル指定店辞退届出書（様式3）を事務局に提出するものとする。ただし、閉店する場合は、メール、FAX、口頭（電話）等により、閉店する店舗の情報（店舗名及び住所）を事務局に報告することをもって、当該提出に代えることができるものとする。

なお、営業の廃止が明らかな場合は、事務局が職権で指定を廃止できるものとする。

第10 取消

県は、いばベジスタイル指定店が次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- （1）この要領に定める事項を遵守できない場合
- （2）審査の確認行為に協力しない場合
- （3）健康増進法（平成14年法律第103号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令に違反した場合
- （4）利用者の信用及び減塩・県産品のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合

第11 指定証の廃棄

第10の規定により指定を取り消された場合は、指定証のデータを廃棄するものとする。

付 則

この要領は、令和7年10月20日から施行する。

いばベジスタイル指定店指定申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

名称
(代表者名または法人名)

いばベジスタイル指定店指定要領第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

店 舗 名 称		
店舗代表者名		
店 舗 所 在 地	〒	
店 舗 連 絡 先 等	TEL	FAX
	ホームページアドレス	
担 当 者 名 連 絡 先 等	氏名	携帯
	連絡用メールアドレス	
区 分 (該当事項に○)	飲食店 ・ 弁当店 ・ 宅配店 その他 ()	
野 菜 た っ ぷ り メ ニ ュ ー 数		
メ ニ ュ ー 名 野菜量	メニュー名	野菜量
		g
		g
		g

※野菜量は、食品成分データベース（文部科学省）の野菜類のみを対象に算出してください。

食品成分データベース（文部科学省）ウェブサイト<<https://fooddb.mext.go.jp/>>

(このデータベースは、文部科学省が開発したものであり、試験的に公開しているものです。)

※行が足りない場合は、裏面をご記入ください。

※申請書の記入方法などお困りの際は、下記までお気軽にお問い合わせください。

いばベジ事務局 (株)日宣メディックス内)

住 所：〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町 716-3 TEL：0120-210-877 FAX：029-248-2342

メール : ibavege@ibavege.com

[illegible]

いばベジスタイル指定店内容変更申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

名称
(代表者名または法人名)

いばベジスタイル指定店指定要領第 8 の規定に基づき、下記のとおり申請します。
記

指定（登録）番号		
変 更 内 容	旧	新
店 舗 名 称		
店 舗 代 表 者 名		
店 舗 所 在 地	〒	〒
店 舗 連 絡 先 等	TEL	TEL
	FAX	FAX
担 当 者 名 連 絡 先 等	氏名	氏名
	メールアドレス	メールアドレス
指 定 内 容	メニュー数	メニュー数
	_____品	_____品
	メニュー名	メニュー名
	野菜量	野菜量
	_____g	_____g

※該当する項目のみ記入してください。

※指定内容においてメニューを追加申請する場合、野菜量は、食品成分データベース（文部科学省）の野菜類のみを対象に算出してください。

食品成分データベース（文部科学省）ウェブサイト<<https://fooddb.mext.go.jp/>>
(このデータベースは、文部科学省が開発したものであり、試験的に公開しているものです。)

※申請書の記入方法などお困りの際は、下記までお気軽にお問い合わせください。

いばベジ事務局（㈱日宣メディックス内）

住 所：〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町 716-3 TEL：0120-210-877 FAX：029-248-2342

メール：ibavege@ibavege.com

いばベジスタイル指定店辞退届出書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

名称
(代表者名または法人名)

いばベジスタイル指定店指定等要領第 9 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 (登 録) 番 号	
店 舗 名 称	
店 舗 代 表 者 名	
店 舗 所 在 地	〒
店 舗 連 絡 先	TEL
担 当 者 名	氏名
辞 退 理 由	

※申請書の記入方法などお困りの際は、下記までお気軽にお問い合わせください。

いばベジ事務局（㈱日宣メディックス内）

住 所：〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町 716-3 TEL：0120-210-877 FAX：029-248-2342

メール：ibavege@ibavege.com